



質問内容

脱退を申し出た組合員の取扱い等について

自由脱退者の取扱いについて

組合員は、「事業年度の末日の90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できるが（中協法第18条）、事業年度末までは組合員たる地位を失っていないから、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有するが、脱退者の申出の点についての効力とその取扱い方について、

- (1) ①A組合員5月10日に脱退の申出をした場合
②B組合員7月2日に脱退の申出をした場合
③C組合員12月30日に脱退の申出をした場合
- (2) 脱退を申し出た組合員は、その後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
- (3) 脱退を申し出た組合員が、申出日以降組合賦課金を年度末まで納入しない場合の取扱いについて。
- (4) 未納賦課金を払戻持分と相殺して差し支えないか。法第22からして相殺することも妨げないと解されているか。

回答内容

問題の組合事業年度終了日が3月31日であれば、(1)の①～③は、いずれも90日の予告期間を満足させているので、脱退の申告があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないから、脱退の申出をしない組合員となら差別してはならない。したがって、(2)についても事業年度末までの期間内は組合員としての権利義務を負わなければならないし、また(3)にいうごとく、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となるわけである。(4)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、あるいは民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務とを相殺することもできる。

全国中小企業団体中央会創立60周年記念式典開催される!

平成28年11月29日(火)、東京都港区赤坂「ANAインターコンチネンタルホテル東京」において、「全国中小企業団体中央会創立60周年記念式典」が開催された。

表彰式では、経済産業大臣表彰、中小企業庁長官表彰、全国中小企業団体中央会会長表彰合わせて245名の都道府県中央会役職員が受賞した。

本会関係では、経済産業大臣表彰に作田和典事務局長、中小企業庁長官表彰に工藤佳之事業推進部副部長と佐藤康裕総務部主査が表彰された。

記念祝賀会には、安倍晋三総理大臣が出席し、「創立50周年・60周年と総理大臣として10年置きの式典に2回出られたことは私の自慢です。中央会がそれぞれの地域でリーダーシップを発揮し、中小企業の活躍を支え、地域活性化と我が国経済の発展に御貢献いただくことを願っております。」と挨拶した。



大村全国中央会会長



安倍総理大臣